

公立大学法人名桜大学と一般財団法人沖縄美ら島財団との  
包括連携協力に関する協定書

公立大学法人名桜大学（以下「甲」という）と一般財団法人沖縄美ら島財団（以下「乙」という）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互の連携協力を包括的に強化し、両者が有する資源の効果的な活用により、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 観光・文化の振興に関する事項
- (2) 教育・人材の育成に関する事項
- (3) 教員・学生およびその他スタッフの交流に関する事項
- (4) 環境の保全に関する事項
- (5) その他相互が協議の上必要と認める事項

（協議）

第3条 前条の各連携協力事項の具体的な内容については、甲及び乙の担当者間で別途協議するものとする。また、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上、定めることとする。

（意見交換）

第4条 甲と乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

（有効期限）

第5条 この協定は、平成28年2月29日をもって発効し、有効期間を1年間とする。ただし、この協定による有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月29日

(甲) 沖縄県名護市字為又1220-1

公立大学法人名桜大学  
学長

山里 勝



(乙) 沖縄県国頭郡本部町石川888

一般財団法人沖縄美ら島財団  
理事長

花城 良廣

